

令和2年9月2日

第102回 神戸市個人情報保護審議会

電子申請受付システムを利用した
排水管理報告書への個人情報の入力について

(建設局)



神建下計第 374 号
令和 2 年 8 月 24 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

電子申請受付システムを利用した排水管理報告書への個人情報の入力について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関する)

担当：建設局下水道部計画課

電子申請受付システムを利用した排水管理報告書への個人情報の入力について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限について」)

【排水管理報告書に関する情報】

- ・申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・工場又は事業場の名称
- ・排水管理責任者氏名及び所属、連絡先電話番号（携帯電話含む）及びメールアドレス
- ・報告する期間
- ・水質測定結果
- ・総排水量及び除害施設等の処理水量
- ・操業日数及び除害施設等の稼働日数
- ・1日当たりの排水量及び除害施設等の1日当たりの処理水量
- ・排除基準超過の報告内容
- ・廃棄物の種類、量及び処分の方法
- ・水処理に使用した薬品の種類と量
- ・届出内容、排水の水質等に関連する変更等の有無
- ・機器のメンテナンス等で取った処置内容

※個人情報に該当する項目

○申請者が個人事業主の場合

- ・申請者の氏名
- ・排水管理責任者氏名、連絡先電話番号（携帯電話含む）及びメールアドレス

○申請者が法人の場合

- ・排水管理責任者氏名、連絡先電話番号（携帯電話含む）及びメールアドレス
(責任者は代表者ではなく、一般社員である場合が多いため)

電子申請受付システムを利用した排水管理報告書への個人情報の入力について

1. 趣旨

神戸市下水道条例(昭和50年10月条例第40条)第24条では、「市長は、使用料及び占有料の徴収、下水道の工事その他下水道の管理に関し、使用者、占有者、指定工事者又は関係人からの必要な資料の提出または報告を求めることができる」と定めている。これを受け、神戸市では排水量が多い、あるいは、排水の水質を監視する必要があるなどの条件から抽出した事業場に対し、事業場から公共下水道に排除される下水の水質を測定した結果等(※)を「排水管理報告書」として、徴収している。

従来、排水管理報告書は郵送あるいは持参による提出としていたが、事業者の利便性を考慮し、あわせて提出された報告書をデータ化して管理することで事業場の排水処理の状態を効率的に把握するために、令和2年4月より、インターネットを利用して、神戸市のホームページから電子申請による徴収を始めている。

(※ 下水道法第12条の12において、「継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用する者で政令で定めるもの及び継続して下水を排除して公共下水道を使用する特定施設の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該下水道の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない」と定められている。)

2. 電子申請システムを利用した排水管理報告の概要

本市では令和2年4月より、神戸市が指定した事業場から「兵庫県電子申請共同運営システム(e-ひょうご)」を利用して、排水管理報告書の徴収を行うこととし、事業者の利便性の向上を図っている。

現在、当該システムを利用した報告では個人情報は取り扱わない方針としているため、個人事業主からは従来通り紙による報告受付のみを行っている。また、法人の場合であっても排水管理責任者氏名や連絡先(携帯電話やメールアドレス)など取得していなかったことから、報告の内容に漏れや疑義があつた際、連絡先や氏名を検索する手間がかかっていた。

そこで、個人情報である次の項目を追加入力することにより、事務の改善を図るものである。

○申請者が個人事業主の場合

- ・申請者の氏名
- ・排水管理責任者氏名、連絡先電話番号(携帯電話含む)及びメールアドレス

○申請者が法人の場合

- ・排水管理責任者氏名、連絡先電話番号(携帯電話含む)及びメールアドレス
(責任者は代表者ではなく、一般社員である場合が多いため)

なお、本システムを使用して本市担当課職員が事務処理用PCにダウンロードした排水管理報告書に関するデータは全て、「工場排水総合管理システム」(H5.6.18 神戸市個人情報保護審議会諮問・答申済み)が管理するフォルダにコピーして保存し、元の事務処理用PC内のダウンロードデータは全て削除している。

3. 効果

排水管理報告書の内容に漏れや疑義があった際に、連絡先の把握が容易に行えるため問合せを迅速に行えるなど、作業の効率を上げることが可能となる。

4. 実施時期

令和2年10月1日～10月31日(令和2年4月～9月の半年分を徴収)

以降は毎年、4月1日～4月30日、10月1日～10月31日の半年ごとに半年分を徴収する

5. 処理件数

約190件(事業場の操業内容により変動あり)

(参考:個人事業主2件 令和2年8月現在)

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理にかかるデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

- ①職員側のパソコンは「PC統合管理システム」により管理されており、職員証を読み込ませた上でパスワードを入力しなければ、パソコンが起動しない。また、外部記録媒体へのデータ複製や不要なソフトウェアのインストール等を制限している。
- ②申請者のパソコンと、データを受け取る兵庫県が委託している委託業者が管理するサーバとの間は、暗号化通信を行い、通信途中での漏洩及び改ざんを防止する措置を施す。
- ③受付時に到達番号と問合せ番号(IDとパスワードに相当)を申請者に発行する。また、職員による操作については、IDとパスワードにより適切に権限設定を行い、職員と申請者以外はデータにアクセスすることができないようにする。
- ④電子申請受付システムは共同運営システムとして構築されているため、他団体ともサーバ機器等を共有するが、IPアクセス制限により他団体からのアクセスを自動的に判断し、制止する。
- ⑤地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークである「総合行政ネットワーク(LGWN)」により、セキュリティを確保している。
- ⑥外部からの不正アクセスを阻止するファイヤーウォール(外部侵入防止装置)を設けるとともに、コンピュータウイルス対策ソフトの導入等によりウィルス感染による情報漏えい等を防ぐ措置を講じる。

(2) 運用上の保護

- ①個人情報の適正な取扱いを確保するために、係に対して必要な研修及び指導を行うとともに個人情報の適正管理について点検を行う。
- ②パスワードは定期的に変更するとともに、サーバへの操作状況(アクセス状況等)を常時監視・記録する。

- ③本システムにて収集したデータは、建設局下水道部計画課が所管する「工場排水管理システム」が管理するフォルダにコピーのうえ保存する。「工場排水総合管理システム」は同課の事業場排水指導係のみが ID 及びパスワードを入力することでログインが可能となっている。
- ④公文書管理規程に定める保存期間の後には、上書き等の方法により再生不可能な状態で抹消する。なお、紙類には印刷しない。

電子申請システムによる排水管理報告書受付のイメージ

